

## 広島県私立専修学校設置認可処理方針

(趣旨)

第1 私立専修学校(以下「専修学校」という。)の設置認可については、法令の規定によるほか、この処理方針の定めるところによる。

(専修学校の範囲)

第2 次に掲げるものは、専修学校として認可しないものとする。

- (1) 進学準備又は補習のための教育を行うことを目的とするもの
- (2) 営利法人を設置者とするもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成を目的とした実務に関する課程を有し、かつ学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に在籍しないもののみを対象として進学教育を行う課程を併せ持つ場合は、認可を行うことができる。

(校長の資格)

第3 法第129条の第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次の各号に掲げる職又は業務の1若しくは2以上を通算して5年以上従事した者をいう。

- (1) 法第1条、第124条又は第134条に規定する学校、専修学校又は各種学校(以下「学校等」という。)の校長の職
- (2) 前項に掲げる学校等の教員の職
- (3) 第1号に規定する学校等の事務職員(単純な労務に雇用されるものを除く。)の職
- (4) 行政機関における教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 議会の教育、学術又は文化関係委員の職
- (6) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (7) 更正保護事業等の業務
- (8) 前各号に掲げる職又は業務と同等以上と認められる職又は業務

(教員数)

第4 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号。以下「基準」という。)別表第一備考第2号に規定する「相当数の教員を増員する」とは、次の方法により行うものとする。

- (1) 夜間学科等の生徒定員により基準別表第1を適用して得られた教員数の3分の1に相当する数
- (2) 前号によって得た数に端数がつくときは、切り上げて得た数

2 前項の規定により増員される教員は、兼任でも差し支えないものとする。

(校地等)

第5 基準第45条に規定する校地等とは、原則として自己所有でなければならない。

2 前項の規定により、次に掲げる事情があり、かつ、教育上支障が無いと認められるときは、自己所有であることを要しない。

- (1) 国又は地方公共団体等からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき
- (2) 直系の尊属又は配偶者からの借用であり、長期間の賃借が、賃借権の登記又は公正証書により確実に認められるとき

(校舎等)

第6 基準第46条に規定する校舎等は、原則として自己所有でなければならない。ただし、第5第2項第2号に該当するときは、この限りではない。

2 講義室等の教室は、同時に授業を行う生徒数に応じた面積を有していなければならない。

(設備)

第7 基準第49条に規定する設備は原則として、自己所有でなければならない。ただしリース契約による借用が常態となっている設備で、かつ、教育上支障がないと認められるときは、この限りではない。

(名称)

第8 専修学校の名称は、それぞれ設置する課程の種別に応じ次のとおりとする。

設置する課程	名称
専門課程	専門学校
高等課程	高等専修学校
一般課程	専修学校

2 設置する課程が2以上の場合はそのうち、最も規模の大きい課程又は最も高い教育の課程に応じた名称を用いることにする。

3 専修学校は、法第1条に規定する学校及びこれに類似する名称又は研究機関若しくは私塾等に類似する名称を使用してはならない。

4 専修学校の名称は、広島県内の既存の認可学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(健康管理)

第9 専修学校は、学生及び教職員の健康診断等の学校保健安全計画実施のために必要な措置を講じなければならない。

2 専修学校は、保健室を備えなければならない。

ただし、管理上支障のない場合は、事務室等の管理室と兼ねることができる。

(付帯事業)

第10 専修学校が付帯事業を行う場合、当該専修学校の行う正規の教育課程に比して、過大となつてはならない。

付 則

この処理方針は、昭和59年12月12日から施行する。

付 則

この処理方針は平成6年7月1日から施行する。

付 則

この処理方針は平成20年10月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この処理方針は平成24年4月1日から施行する。